

太田市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

平成 28 年 1 月 22 日版

Q&A 形式にて現時点での太田市の考えを示すものです。

1. 事業所請求

問 1 市町村単位数表マスタ（CSVファイル）やサービスコードは配布しているのか。

（答）

市町村単位数表マスタ及びサービスコードについては当 Q & A のある「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について」のページ内のサービスコードの項目にてダウンロードが可能なので適宜使用してください。

なお、システムの取り込み方法に関する質問については回答できかねますのでご了承ください。

問 2 総合事業における処遇改善加算は、介護保険最新情報 vol. 471 によると、要支援認定者は算定できるが事業対象者については算定できない、ということで考えてよいのか。

（答）

要支援認定者、事業対象者のどちらも処遇改善加算は算定可能と考えます。介護保険最新情報 vol. 471 の当該文章については、保険給付（国）の算定からは外れるが、当市の総合事業として処遇改善加算を設定しているため、介護予防訪問（通所）介護相当サービスの加算として算定は可能であると解釈しています。請求についても従来通り国保連に請求してください。

【参考】介護保険最新情報 vol. 471

問 4 1 介護予防訪問介護と介護予防通所介護については、処遇改善加算の対象サービスとなっているが、総合事業へ移行した場合、処遇改善加算の取扱いはどのようになるのか。

（答）

介護予防・日常生活支援総合事業に移行した場合には、保険給付としての同加算は取得できない取扱いとなる。

なお、下図の通り、処遇改善加算に限らず、介護予防訪問（通所）介護のサービス自体が保険給付（予防給付）から当市の総合事業の介護予防訪問（通所）介護相当サービスへと順次移行していることに留意してください。

